

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

自社・取引先・他企業問わず、技術やアイデアを提供しあうプラットフォームの構築を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、協力企業様から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど協力企業様の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は、請求より35日以内に現金振り込みを行います。手形取引や不当な支払いサイトの設定は行いません。

③ 知的財産・ノウハウ

著作権に関する侵害行為や不透明な処理を一切行いません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

協力企業様に対して、適正なスケジュール管理を徹底し、発注管理を行います。

リモートや働き方改革、性差を加味して男女平等を目指す出産補助制度などの社外適用を、長期契約業務を行なっている協力企業様へも広げています。

3. その他（任意記載）

同一性保持権等の著作者人格権を、譲渡のできない一身専属的な権利として定めた著作権法の趣旨を尊重し、プログラム制作者を含む著作者の地位の向上とその権利擁護の必要性を社会・業界に訴えています。

2020年7月8日

株式会社アリスマジック

企業名

代表取締役社長 本多保隆

役職・氏名（代表権を有する者）